

**『寒河江やすらぎの里』指定居宅介護支援事業所
重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山形県指定 第 0671200186 号)

利用者様に対する居宅介護支援の提供に当たり、山形県条例第 7 条に基づき、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

この事業は、要介護者からの相談に対し、高齢者が住み慣れた地域や自宅で自分らしく生活していくために、福祉サービスを自己選択・自己決定できるような支援体制の確立を目指します。また、高齢者が地域や家庭の中で「やすらぎ」を得、「安全」で「快適」に在宅での生活が維持できるよう、居宅サービス計画などを行う事を目的とします。

(2) 運営の方針

高齢者の自立支援を目指し、要介護状態になっても、可能な限り居宅において、その生活が維持できるようなサービスの提供を行います。又、心身の状況、生活環境に応じ、保健・医療・福祉のそれぞれの分野から総合的にサービスを選択し、決定できるような支援を行なうと共に、利用者様の意思や人格を尊重し、居宅サービスが特定の種類や業者に偏ることのないように、公正中立な立場で支援を行ないます。

2. 法人及び事業所の概要

法人名称	社会福祉法人 妙光福祉会
代表者氏名	理事長 柳生法雄
法人住所・電話番号	〒990-2303 山形市蔵王上野 920 番地 023-688-6266
事業所名	寒河江やすらぎの里指定居宅介護支援事業所 (指定番号：0671200186)
事業所住所・電話番号	〒991-0049 寒河江市本楯二丁目 24 番地 1 0237-83-0568
施設代表者職・氏名	施設長 山下 淳
事業所管理者	小林 陽子
設立年月日	平成 12 年 10 月 10 日

3. 職員の配置状況

	資 格	常 勤 (人)	非常勤 (人)	職 務 内 容	計(人)
管 理 者	主任 介護支援専門員	1	0	事業所の介護支援専門員業務の実施状況の把握・その他の管理と共に、この規定遵守のために必要な指揮命令を行います。	1
介護支援専門員	介護支援専門員	2	0	要介護者の心身の状況や環境に応じ、居宅サービスまたは、施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類・内容などの計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう、必要機関との連絡調整などを行います。	2

4. サービスの内容

- (1) 利用者の要介護認定にかかる申請などについて代行を行います。
- (2) 利用者の心身の状況、生活環境、家族の生活の希望などを含め居宅サービス計画書を作成いたします。
- (3) 居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるように、常にサービス事業所との連絡調整その他の便宜を図ります。
- (4) 居宅サービス計画の作成にあたって、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、必ず居宅訪問による利用者・家族への面接を行い、趣旨を充分説明し、理解をいただきます。また、アセスメントの結果、利用者・家族の希望を伺い、アセスメントより把握した解決すべき課題に対応した、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、生活に対する意向・総合的援助方法・生活全般の解決すべき課題・提供されるサービスの目標・達成時期・サービスの種類・内容・利用料などを留意した上で、サービス計画書の原案を作成します（アセスメントツール：全社協居宅サービスガイドライン）。
- (5) 居宅サービス計画書作成後も利用者及び家族・サービス事業所等と連絡調整し、居宅サービス計画がどのように実施されているのかを把握し、効率的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とします。また、各サービス事業所が共通の目標を達成する為にサービス担当者からなるサービス担当者会議を居宅または事業所で開催し、専門的意見を求め、調整を図ります。又、これに基づき、給付管理票を提出し、必要に応じて計画書を変更し、便宜の提供を図ります。
- (6) 施設入所・入院時や施設退所・退院時は、必要な情報提供など連携を図ります。
- (7) 定期的な会議の開催により、利用者の留意事項に関する必要な伝達や研修を行うことで、事業所の質の向上を目指します。
- (8) 1月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者と面接を行います。
- (9) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めこの意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- (10) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等についてケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (11) 利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。
- (12) 入院の際には、利用者に対して担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	下記の休業日を除く毎日 土・日・祝日・年末年始（12/31～1/3）
営 業 時 間	下記の休業日を除く毎日、午前8：30～午後5：30 土・日・祝日・年末年始（12/31～1/3）
緊 急 連 絡 先	090-2971-6036（緊急時相談 24 時間連絡体制）

※緊急時には上記電話番号に電話を頂ければ、24 時間体制で連絡を取ることができます。

6. 利用料金

利用料は下記のとおりです。但し、要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はございません。

なお、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月あたりの金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日、各市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

(1) 居宅介護支援費

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費(i) (取扱い件数が 45 件未満)	1086 単位/月	1411 単位/月
居宅介護支援費(ii) (取扱い件数が 45 件以上～60 件未満)	544 単位/月	704 単位/月
居宅介護支援費(iii) (取扱い件数が 60 件以上)	326 単位/月	422 単位/月

(2) 各種加算

初回加算	300 単位/月 ① 新規に「居宅サービス計画」を作成する場合。 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に「サービス計画」を作成する場合。 ③ 要介護状態区分が 2 段階以上変更された場合に「居宅サービス計画」を作成する場合。		
退院・退所加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
	連携 1 回	450 単位	600 単位
	連携 2 回以上	600 単位	750 単位
	連携 3 回以上		900 単位
	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 (入院又は入所期間中に 1 回を限度。初回加算との同時算定不可)		
入院時 情報連携加算 (I)	250 単位/月 (利用者 1 人につき 1 回を限度) 介護支援専門員が医療機関に対して入院した日のうちに情報提供した場合		
入院時 情報連携加算 (II)	200 単位/月 (利用者 1 人につき 1 回を限度) 介護支援専門員が医療機関に対して入院した日から 3 日以内に情報提供した場合		
ターミナルケア マネジメント加算	400 単位 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又は家族の同意を得て居宅訪問等を行った場合。		
通院時 情報連携加算	50 単位/月 利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師などから利用者に関する必要な情報提供を受けて上でケアプランに記録した場合。		
緊急時等居宅カン ファレンス加算	200 単位/回 (利用者 1 人につき 2 回を限度) 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。		

7. その他の料金

交通費は、当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。但し、それ以外の地域の方は、介護支援専門員が利用者宅を訪問するための交通費の実費として、自動車を使用した場合、次の金額を徴収致します

- | | |
|---|-------|
| (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 k m 未満 | 300 円 |
| (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 k m 以上 10 k m 未満 | 500 円 |
| (3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 k m を超えて 5 k m を増すごとに 300 円加算 | |

8. 通常の事業の実施地域

寒河江市 河北町 朝日町 西川町 中山町

9. 連帯保証人

利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定したりする能力）の欠く場合に備えて、利用者の家族などをあらかじめ連帯保証人として定めていただきます。また、利用時すでに事理弁識能力に欠けている場合は、この契約は連帯保証人と締結します。

連帯保証人は、利用者の利用料金、損害賠償等の金銭に関するすべての事項について連帯責任を負い、契約時すでに利用者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人がこの契約を締結します。

なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の極度額は金 50 万円とします。

民法第 465 条の 2（個人根保証契約の保証人責任等）

10. 事故発生時の対応

別紙のとおりとなります。

11. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）行為をしないで下さい。
例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (2) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行わないで下さい。
- (3) その他、管理上必要なことについてご理解下さい。

12. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
・虐待防止に関する担当者 管理課長 古里みどり
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 身体拘束廃止への取り組みについて

事業者は、利用者の身体拘束の廃止に努めます。ただし、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、「身体拘束廃止に関する指針」によるものとします。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

15. 業務継続計画の策定について

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

16. 秘密保持

- (1) 事業者、専門員及びその他の事業所の職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を洩らしません。
- (2) 事業者は、事業所の職員が退職後、在職中知り得た事、又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は(1)の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者又は利用者家族の個人情報を用いません。

17. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報の収集については、利用目的の達成の限度において行い、法令の定めに基づく場合以外はその都度、利用者の同意を得た上で提供します。
- (2) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 事業者は、契約者及びその家族の個人情報について、当初の目的を達成し、法で定められている保管期間（5年間）を超えた場合は、速やかに外部漏洩しないように適切に破棄いたします。

18. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況はありません。

19. 当事業所のケアプランの各サービスの利用割合について

別紙のとおりとなります。

20. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証

(令和7年3月1日 認証更新)

21. 個人情報の保管及び苦情の受付について

当事業所におけるお問い合わせ、個人情報の保管及び苦情についての受付は、以下で受け付けます。

担 当	小林 陽子（寒河江やすらぎの里）
電 話	0237-83-0568
相談窓口の開設日時	下記の休業日を除く毎日、午前8時30分～午後5時30分 土・日・祝日・年末年始（12/31～1/3）

行政機関その他の苦情受付については、以下で受け付けます。

寒河江市 健康増進課	寒河江市中央2丁目2番1号 0237-85-0777
河北町 健康福祉課	西村山郡河北町谷地戊81 0237-73-2111
朝日町 健康福祉課	西村山郡朝日町大字宮宿1115 0237-67-2156
西川町 健康福祉課	西村山郡西川町大字海味510番地 0237-74-2111
中山町 健康福祉課	東村山郡中山町大字長崎120番地 023-662-2456
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8000
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川2丁目町目3-31 023-626-1755

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明し、交付しました。

事業者	所在地	〒991-0049 寒河江市本楯二丁目24番地1
	名 称	社会福祉法人妙光福祉会 寒河江やすらぎの里 指定居宅介護支援事業所
	説明者	印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者	住所	〒
	氏名	㊞
連帯保証人	住所	〒
	氏名	㊞